

令和 5 年 6 月 13 日現在

機関番号：38001

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K13601

研究課題名（和文）19世紀イギリスの公衆衛生と自由・権利

研究課題名（英文）Public Health, Freedom and Rights in 19th Century England

研究代表者

西迫 大祐（Nishisako, Daisuke）

沖縄国際大学・法学部・准教授

研究者番号：10712317

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、19世紀イギリスの公衆衛生と自由・権利とのあいだにあるジレンマを考察することで、法が公衆衛生措置を強制できる根拠と限界を探るものである。具体的には、19世紀前半に公衆衛生運動を牽引したチャドウィックの思想における予防の意義、19世紀半ばにおける予防接種義務化とその反対運動の背景と意義、19世紀後半における届出と隔離を中心とする早期発見・早期隔離を旨とする予防政策への転換とその意義、19世紀後半の公衆衛生を下支えした「良き市民論」について分析した。これらの分析は論文や学会発表の形で公表された。また、日本法哲学会において「感染症の統治を再考する」と題したワークショップを開催した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

この研究は2016年に企画され2017年にスタートした。最初は新興感染症の度重なる流行について考察するために企画されたものだったが、2019年のCOVID-19の流行によって、より社会的意義は深まった。COVID-19の公衆衛生対策でも問題になったように、どの程度まで自由を制限し、また義務づけができるかということは、まだ世界中で模索されている段階であり、そうした考察のためには、現代の倫理や法の見地からだけでなく、過去の歴史から学ぶ必要がある。そのような観点から、本研究は公衆衛生と自由のジレンマについて考察するための基礎的な土台を提供するものである。

研究成果の概要（英文）：This study explores the grounds and limits of the law's ability to enforce public health measures by examining the dilemma between public health and freedom and rights in 19th century England. Specifically, this study examines (1) the significance of prevention in the thought of Chadwick, who led the public health movement in the first half of the 19th century, (2) the background and significance of mandatory vaccination and its opposition in the mid-19th century, (3) the shift to a prevention policy based on early detection and early isolation, centering on notification and isolation, in the latter half of the 19th century, and (4) the theory of "good citizenship" that supported public health in the latter half of the 19th century. These analyses were published in the form of articles and academic presentations. In addition, a workshop entitled "Rethinking the Governance of Contagious Diseases" was held at Annual Conference of the Japan Association of Legal Philosophy.

研究分野：法哲学

キーワード：公衆衛生 自由 権利 イギリス 19世紀 チャドウィック 隔離 良き市民

1．研究開始当初の背景

この研究を計画した2016年の時点では、科学史と公衆衛生という観点から19世紀イギリスの公衆衛生史を扱う著作は数多くあるが、法と感染症に焦点を当てその歴史的起源に遡る研究はほとんどなく、法と感染症についての全般的な研究もほぼなかった。

海外では、公衆衛生の予防的介入の正当性について、アメリカの公衆衛生法研究において議論されはじめたばかりであり、近年、「公衆衛生と正義」の問題が注目を集めている。

このような状況において、著者は、人間の集団に襲いかかる危険を予防するために、個人の自由を制限しうるのか、また可能だとすればその条件や範囲・期間および正当性の根拠は何かというテーマを構想した。そこで着目したのが、ジョン・スチュワート・ミルとエドウィン・チャドウィックである。同じ功利主義の立場に立ちながら、公衆衛生法の制定に大きく貢献したチャドウィックと、感染症予防法に強力で反対したミルとの対比のうちに、この問題の核心があると考えた。そこから、19世紀イギリスの公衆衛生と自由・権利というテーマを着想した。

2．研究の目的

公衆衛生法はいかなる理由によって個人の自由や権利を制限しうるのか。そしてどこまでその制限が可能なのか。この法的・哲学的根拠についてはいまだに明らかではない。そこで本研究は、コレラ、チフス、結核などの感染症が流行し、世界中のモデルとなった1875年の公衆衛生法を可決した19世紀イギリスを題材として、法が公衆衛生措置を強制し、自由を制限することのできる根拠はどこにあるのか、そしてその公衆衛生が強制できる限界はどこにあるのかを考察する。

3．研究の方法

本研究は、19世紀イギリスの公衆衛生と自由・権利とのあいだにあるジレンマを考察することで、法が公衆衛生措置を強制できる根拠と限界を探ることである。具体的には4つの柱によって構成されており、チャドウィックおよびミルの法哲学的分析、感染症予防法や公衆衛生法などの法整備における議論と反発の分析、コレラや結核などの具体的な感染症の予防と反発、反ワクチン運動の分析である。

4．研究成果

1年目は、研究計画の に関して、チャドウィックが公衆衛生運動に関わっていく1832年以前の段階で、彼が「健康」と格差、そして「予防」をどのように位置づけているのかを分析した。

1828年に執筆された「生命保険について」という論文において、チャドウィックが強調するのは次のことである。まず、大数の法則を満たすためには、それぞれの友愛協会が独自に活動するだけではデータが不十分になるため、データを集め集積することのできる中央集権的な組織が必要になる。データが不足しているため、チャドウィックは労働者たちの習慣が改善し、規則正しく清潔になったことから、寿命が伸びていると推測している。すなわち、チャドウィックは、ヴィレルメを参照しながら、人間を取り巻く環境に働きかけることで、人間の健康を改善することができると考えており、政府の役割の一つは、疾病と死亡の因果に対抗しうる手段を最も安い費用で共同体に提供することだとし、そのためには、精度の高い統計表を作る必

要があると述べている。

ところで、チャドウィックは最も安い費用で、と述べているが、これは単なる金銭的な費用のことを述べているわけではなく、どれだけ自由を犠牲にするかということも当然ながら含まれている。なるべく自由を犠牲にせず、金銭的な費用をかけず、疾病や病気に対抗する手段を与えることが必要と考えたのである。

1829年に発表された「予防警察について」は、イギリスの警察設立をめぐる論考である。チャドウィックはこの論文において、「予防」とは何かを考察しており、感染症をめぐる問題点とは異なるとしても、重要な論文であると言える。チャドウィックは、犯罪が起きる原因は、環境にあると考えている。スリをしてしまうのは、貧困のゆえにというわけではなく、働きたくない、努力したくないという楽をしたいという強い欲求による。したがって、スリを予防するためには、そうした欲求を想起させないメカニズムが必要になる。つまり、スリをすることが割に合わないような環境を構築すれば、スリを減少させることができる。例えば、警察のパトロールを不規則にすることで、いつ警察が出てくるか分からない状況にする、訴訟手続きを簡素化することで逃亡のチャンスを少なくする、新聞に詳細な手口を載せることで、同じ手口の犯罪への注意喚起をするなどを挙げている。すなわち、重要なのは、ここでも人間を取り巻く環境を変化させることで、問題を解消できると考えていることである。

この2つの論文からわかるのは、データの収集と統計表の完成のためにも、市民への情報の伝達のためにも、中央集権的な組織が必要だと考えていたこと、予防や改善は、人そのものではなく環境に働けかけなければならないこと、介入の費用は最小限に抑えるべきであり、その費用の中には自由も含まれるから、自由の制限も最小限にとどめるべきである、という3つのことをチャドウィックが考えていたということである。この後、チャドウィックは下水道整備に大きく注力することになるが、そうした感染症予防の背景には、社会にある誘惑が犯罪への動機になるように、都市の悪臭が感染症の原因になるという予防の思想の連なりがあったということができる。

2年目は研究計画の に関連して、予防接種にまつわる議論、特に反ワクチン運動についての研究を行い、学会発表と、そこでコメントを参考に、論文を公表した。

現在、反ワクチン運動は時代遅れの、科学を無視した運動であるとの主張がなされる。しかし、ダーバックの研究によれば、少なくとも19世紀のイギリスでは、自己統治のひとつの現れとして反予防接種運動が展開されていた。当時、イギリスの労働者たちは、相互扶助組織に代表されるように、自分たちの金銭や労働の管理を自分たちの助け合いで行うことを誇りとしていた。こうした世界観のなかで、労働者たちは、医学もまた、身体を自らの力で治療できる方法を教える代替医療が優れていると判断していた。逆に、医師による治療を本質とする近代医療は、自己統治の世界観にそぐわなかったし、予防接種は強制を本質とするため、とくに労働者たちから反対の声があがっていた。

一方、予防接種の法律化は1840年にはじまり、しだいにその強制力を強めていった。その根拠にあるのは、低い接種率と、ときおり起こる天然痘の流行であった。予防接種法には、罰則が設けられており、罰金を払えない場合には、刑務所に入所させられることがあったが、この場合には他の刑事犯と同様に扱われていた。ところで、接種率が低く、また刑罰を課されたの

は主に貧困階級の労働者たちであった。フーコーが指摘するように、この時代の予防接種は貧者をコントロールすることにあったが、まさにこの点にこそ予防接種に反対する要点があった、つまり自己統治への侵害と捉えられていたのである。

3年目の研究は、本来最終年度であるはずであったが、子どもの出産にともなう養育に時間をとられたという私的な理由と、本務校の変更にとともなう講義の準備時間の増加という教育に関する事情があったために、研究時間を上手く捻出できず、予定通りに進めることができなかった。そのため1年間の延長を申請した。

4年目の研究は、19世紀のイギリスにおける届出義務と隔離についての歴史的研究に充てられた。近年、ミシェル・フーコーに影響を受けたイギリスの歴史学者たちによって、1880年代に確立される「英国システム」と呼ばれる感染症予防の方法が、フーコーの統治性という概念によって分析されることが多くなった。彼らによれば、従来の「感染症は根絶すべきもの」という考えが変化し、感染症は早期に発見し隔離することで、被害を最小限に抑制できる「管理可能な」病として捉えるようになった。19世紀末には、そうした考えに基づく新しい統治法が確立されるのだが、突如として現れたというわけではなく、1850年代から半世紀に渡る法改正や議論によって少しずつ作られたものである。この50年のあいだに、根絶と管理、自由と衛生といった対立点のあいだで揺れ動いた結果として、個人の自由を尊重しつつ、公衆の健康を守ることの妥協、バランス、仲裁点としてこの統治が構築されたのである。

まず1848年のコレラ禍において、簡易宿所が問題とされた。1851年の法によって宿の管理人には届出義務が課されることになった。その後も不衛生な住居を対象とした衛生的介入を規定する法が作られていった。1867年以降、隔離病院が次々と建設されるようになった。1889年に届出を義務化する法律が制定される頃には、隔離病院へと搬送するネットワークも充実し、早期発見・早期治療が可能になっていた。

一方で、強制的な介入を伴う法律は次々と廃止されていった。1864年の感染症予防法は1886年に廃止され、1896年には検疫法が廃止、1898年には予防接種法の改正によって、良心に基づく拒否が可能になった。図式的に言うならば、強制的な介入を伴うこれらの法が廃止され、隔離と届出義務を中心とする、より穏当な「英国システム」が構築されたと言えるだろう。あるいは予防的な介入から、事後的な介入へと移行したとも言えるだろう。1884年の流行時には12000人いた天然痘患者は、1889年には5人になっているように、検診、届出、隔離などの方法によって、天然痘は管理可能な病になったのである。

隔離と届出を中心とする英国システムの公衆衛生が推進された背景には、スクリーニングや予防接種や検疫といった強い介入への反対と廃止があった。隔離と届出は、事後的な治療を軸とする穏健な介入であり、そのことが統治の受け入れを可能にしたのだと思われる。

前年度は子育てや本務校の変更により研究できなかったために延長したが、4年目はコロナ禍が治らず、研究計画にあった渡英が叶わなかったために延長を申請した。

5年目の研究は、日本法哲学会において『感染症の統治を再考する』と題したワークショップを行なった。大北全俊氏、河嶋春菜氏、和田賢治氏に登壇いただき、大北氏には自粛と統治に

ついて、河嶋氏には憲法の観点からの日仏の比較、和田氏には偶発性の恐怖と安全保障について、それぞれお話しいただいた。筆者は総括コメントにおいて、19世紀イギリスの感染症の問題と比較しながら、現在のコロナ禍の統治の古くから受け継がれている部分と、新しく登場した統治技法について言及した。

前年度同様、コロナ禍が収まらずに渡英が叶わなかったため、再度の延長を申請した。

最終年度は、日本倫理学会において「感染症の統治と良き市民たち」と題された発表を行った。この発表では、現在進行している自粛を中心とした予防対策を統治として分析するために、19世紀イギリス末に作られる、自由を軸とした感染症の統治と、その統治と共鳴するような「良き市民論」という思想の流行を合わせて考察した。

自由を軸とした感染症の統治は、強制的な公衆衛生的介入を廃止するとともに、早期発見早期治療を軸としたより柔軟で自由を尊重する介入へと変化することを目指した。その中心となるのは届出義務や隔離であるが、人々が任意で従うことを基本としている。そのような統治が可能になる一つの要因として市民の自発的な参加を促進するような思想「良き市民論」が普及したことが挙げられる。

良き市民とは、市民権や公民のような政治的意味は含まれず、もっぱら隣人に配慮して良く生きることを意味しており、簡潔に言えば良い隣人であるということの意味していた。感染症に関して言えば、他者を危害するような行動を控えるということであり、咳や唾のエチケットを守ることなど、他者と共存するための必要な行動を主体的に取るように、病院やサナトリウムなどで教育がなされた。このように、直接的な規制ではなく、市民に対して間接的に距離をおいて働きかけ、意識の変革を行うことで、自由と両立する感染症予防が可能になると考えたのである。

最終年度には渡英し研究の不足部分を埋める予定であったが、コロナ禍の影響を考え、渡英は断念した。

本来の計画では、全体の研究をまとめる著書を執筆する予定であったが、コロナ禍によって渡英することができず、研究内容の不足部分を埋めることができなかつたために、それは断念せざるを得なかつた。研究資金の多くを渡英分として残しておいたが、それについては返還することとした。またコロナ禍が落ち着いたところで再度チャレンジしたいとは考えている。

そのような残念な点もあつたが、感染症の研究者として、実際のパンデミックを目の当たりにして、より深く感染症とは何かということを考えさせられるきっかけにもなつた。5年目に行つた日本法哲学会でのワークショップも、コロナ禍前に企画されたものであつたが、コロナ禍に行つたことで、参加していただいた先生方や、会場での討論も大変示唆に富むもので、より一層、自身の研究の輪郭が引き締まつたように思われる。

先に述べたように、不足部分があるものの、全体として、19世紀のイギリスの公衆衛生や感染症対策について、予定されていた全体像をかなりの程度描くことができた。今後はこれを何らかの形でまとめていきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 西迫大祐	4. 巻 2021
2. 論文標題 届出と隔離：一九世紀末のイギリスにおける感染症の自由な統治について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法哲学年報2020 危機と法哲学	6. 最初と最後の頁 55-67
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西迫大祐	4. 巻 48-7
2. 論文標題 フーコーにおける感染症と安全	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 現代思想	6. 最初と最後の頁 90-96
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西迫大祐	4. 巻 91(1)
2. 論文標題 エドウィン・チャドウィックの思想における予防の起源について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律論叢	6. 最初と最後の頁 261-278
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 西迫大祐	4. 巻 91(6)
2. 論文標題 19世紀イギリスの反予防接種運動における自由と権利について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律論叢	6. 最初と最後の頁 349-363
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計10件（うち招待講演 3件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 西迫大祐
2. 発表標題 感染症の統治を再考する（司会・総括コメント）
3. 学会等名 日本法哲学学会学術大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 西迫大祐
2. 発表標題 届出と隔離 19世紀末のイギリスにおける感染症の自由な統治について
3. 学会等名 2020年度・日本法哲学学会・学術大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 西迫大祐
2. 発表標題 19世紀イギリスの反予防接種運動における権利と自由について
3. 学会等名 大東文化大学第30回公開シンポジウム「ワクチン接種の義務化をめぐって」（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 西迫大祐
2. 発表標題 パンデミックを哲学する 感染症予防の社会史
3. 学会等名 西南学院大学 公開オンラインセミナー（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 西迫大祐
2. 発表標題 19世紀イギリスにおける反公衆衛生運動と自由
3. 学会等名 日本法哲学学会学術大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 西迫大祐
2. 発表標題 歴史にみる健康格差
3. 学会等名 東京法哲学研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 西迫大祐
2. 発表標題 感染症と法の社会史について
3. 学会等名 いほつの会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 西迫大祐
2. 発表標題 感染症予防と統治
3. 学会等名 政治思想研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 西迫大祐
2. 発表標題 感染症の統治と良き市民たち
3. 学会等名 日本倫理学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 西迫大祐
2. 発表標題 19世紀イギリスにおける感染症予防政策の変化と統治
3. 学会等名 「感染症流行下における身体とその統治」講演会（招待講演）
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 大林 啓吾	4. 発行年 2021年
2. 出版社 青林書院	5. 総ページ数 284
3. 書名 感染症と憲法	

1. 著者名 西迫 大祐	4. 発行年 2018年
2. 出版社 新曜社	5. 総ページ数 388
3. 書名 感染症と法の社会史	

1. 著者名 伊東 研祐、小島 秀夫、中空 壽雅、松原 芳博	4. 発行年 2018年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 432
3. 書名 市民的自由のための市民的熟議と刑事法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------